

揚煙行為届の必要な範囲が広がりました

火災とまぎらわしい行為（屋外で火を使用）をする際に消防署に届出が必要な範囲が広がり、特に一般家庭においての「たき火」も対象となりました。

119

消防署より

■お問い合わせ

下川消防署 ☎4-2119

○届出が必要となる事例

- ・たき火、キャンプファイヤー、農林業上やむを得ない焼却、どんど焼き、お焚き上げ
- ・その他火災とまぎらわしい煙や炎を発生させる場合

※ただし廃棄物処理法等で規制されている場合があるため役場町民生活課に問い合わせてください。



○届出が不要となる事例

- ・調理目的でコンロ・七輪を使って火を使用する場合（バーベキュー等）



2025年 全出動件数	
火災件数	2 件
救急出動件数	134 件
搬送人員	128 人
警戒出動件数	9 件
救助出動件数	4 件
特命出動	0 件
その他の出動件数	10 件

	救急出動事故種別件数	搬送人員
火災	1 件	1 人
交通	2 件	3 人
労働災害	4 件	4 人
運動競技	2 件	2 人
一般負傷	7 件	7 人
加害	1 件	1 人
自損行為	1 件	0 人
急病	63 件	61 人
転院搬送	49 件	49 人
その他	4 件	0 人
合計	134 件	128 人

○届出の方法

所定の様式を直接提出、又は電話にて消防署（4-2119）に連絡してください。



林野火災注意報・警報について

近年、全国各地で林野火災が多く発生しており、岩手県大船渡市においても大規模な林野火災が発生しました。

このような状況を受け、林野火災を未然に防ぐため、「林野火災注意報」および「林野火災警報」の制度を開始します。林野火災が発生しやすい気象条件（次の発令基準）となった場合に発令します。

○林野火災注意報の発令基準

4月1日から6月30日までの期間において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に発令します。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合、または積雪がある場合は発令しません。

○林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令します。

○発令時の周知方法

町民への周知方法については下川町公式LINE、又は消防車等での広報にて周知します。

○注意報・警報発令時の山林での「火の使用の制限」について

林野火災注意報又は林野火災警報が発令された場合、山林での火の使用について次のとおり制限されます。

1. 山林・原野等に火入れをしないこと
2. 花火をしないこと
3. 火遊び又はたき火をしないこと
4. 喫煙をしないこと

※林野火災注意報の場合は罰則がない努力義務となります。

※林野火災警報の場合は義務となり、違反すると処罰されます。

詳しくはHPを参照ください

